

イギリス革命における戦争財政 — 単発的収入の枯渇と租税収入の定着 —

酒井 重喜 (熊本学園大学)

War and Finance in the English Revolution — the depletion of the *ad hoc* income and the improvement of the tax income —

Shigeki SAKAI

要約

長期議会は1642年に内乱に突入しその戦費確保のために二種の収入を用いた。一つは、単発的な非租税収入であり、各種強制供出、政敵(国王・教会・王党派)の土地没収売却及び差押え示談金、アイルランドからの略奪、戦利品などである。もう一つは規則的な租税収入で、従来の関税、新設の消費税・査定税である。没収地を担保として債権者に発行された「倍額貸付証」や兵士の「給与未払証」などの政府債券は大きく割引され、債権者の政府不信を醸成し、プロテクトレイト政権が求める貸付に頑なに応じようとしなかった。同政権はその借入能力の欠如によって崩壊し王政復古となった。三つの租税収入を担保とする短期貸付は担保の確実性によってやや成功したが、先行の議会政府の返済に対する不信感を拭い去ることはなかった。しかし空位期の三種の租税はその後引継がれ政府収入の基幹となり、またその確実で予測可能な収益は短期債のみならず新たな長期債を支える基金となった。この財政革命が18世紀の財政軍事国家を支えるものとなった。

「中世の財政的二元主義」は、前期ステュアート朝において事実上の風化をしていたにも関わらず議会において規範的生命をなお維持し受容されていた。文政費・王室費・通常軍事費などの経常的費用は関税・封建的収入・大権的収入・領主的収入からなる「国王私財」から支出され、戦争をはじめとする非経常的経費は、国王が議会に対して「必要の提訴」をして租税賦課を求めることで得られた⁽¹⁾。前期ステュアート朝において文政費が増大し陸・海軍の経費も軍事革命の影響で急膨張しており減価が著しい伝統的「国王私財」では賄いきれず、おのずと議会に課税を要請せざるを得なくなっていた。議会への課税(供与の承認)要求がなされると議会は国王への要求(苦情の救済)を交換条件として突きつけた。こうした議会による政策介入を嫌う国王は、課税以外の収入策を模索した。チャールズ一世は、議会召集をしない親政をしき強制公債や船舶税やフォレスト政策や徴発権・後見権の強化などの「財

政封建制」を展開した。しかしスコットランド戦争の開始とともにその限界に直面して短期・長期議会をやむなく召集した。しかし両議会とも国王の課税要求を安易に応諾することはなく「11年間の親政」の批判を行うばかりであった。ここに「供与の承認」と「苦情の救済」の互恵的關係は破綻し混合王政の均衡は失われ、イングランドは議会と国王が武力衝突する内乱へと突入する。

チャールズ一世が親政をしき「財政封建制」を強化したのは、課税が議会の政治介入を招くからであった。内乱期の長期議会も、内乱と対外戦争を遂行するための戦費調達のために場当たりの手段を強行した。すなわち国王領・教会領・王党派領の没収売却・差押解除のための示談金・貴金属、現金、馬などの強制的寄付・地方税徴収・自由地（free quarter）の取上げなどであった。こうした不規則で一回的な（ad hoc）収入が模索されたが、これら単発的収入は直ちに限界に突き当たり、陸海軍の資金需要に応えるためにより規則的で恒常的な租税への依存を強めた。旧来的関税の継承と消費税・査定税の新設である。内乱・対外戦争が間断なく続きこの三つの租税が有期的なものから恒常的なものになり、その後戦時に限らず平時にも賦課されるに及んで政府借入の確かな担保となった。課税の恒久化によって短期債を長期債に転換することが可能になり、17世紀末から18世紀初めにかけての財政革命の基礎が内乱期の試行錯誤の中で用意された。ここになお規範として存続していた「経常費（主に文政費）＝『国王私財』＝国王の恣意的使用」と「非経常費＝議会税＝議会の使途指定」という棲み分けをする「財政の中世的二元主義」はいよいよ終焉し租税国家の近代的姿態が整うことになる。本稿はウィーラー（J. S. Wheeler）の研究に依拠して、「財政の中世的二元主義」の終焉と近代的税制・公信用制の創成に向かう内乱・空位期の試行錯誤を「単発的非租税的収入から規則的租税収入へ」の変移を中心に検証する⁽²⁾。

一．前期ステュアート朝の財政

16世紀から18世紀にかけてイングランドは断続的に戦争を経験した。1585～1604年のエリザベスのスペイン戦争、1624～30年の前期ステュアート朝の対フランス・スペイン戦争、17世紀中葉の内乱と対オランダ・スペイン戦争、1689～97年のウィリアム三世のルイ十四世との戦争である。平時を挟みながらも戦争は断続的に繰り返された。これらの戦争は巨額の戦費を呑み込んだ。これらの戦費を「国王私財」で賄うことはできなかった。大権的・封建的・領主的な伝統的収入は領主層からも一般平民からも不評を買っていた上に実収益は漸減し、折からの価格騰貴が実質収入を一層貧弱なものにしていた。収支の開きは拡大し膨張する戦費は議会課税に依存せざるを得なかった。1640年時点までは「国王私財」である経常的収入は関税とそれ以外の伝統的諸収入で平時の支出を賄い、戦争などの臨時的支出は補助税などの議会税によって賄われるという棲み分けの理念がなお命脈を保っていた。

エリザベス一世はスペインとの打ち続く戦争からくる財政的困窮に、国王領の売却・伝統的経常収入の増収・強制公債の発行そして議会税である補助税という手段を用いて対応した。枢要な資産である国王領の売却額は女王治世中に372,000ポンドに上った。こうした努力にもかかわらずエリザベスの負債は増え続け1603年には422,000ポンドにもなった⁽³⁾。負債の

大半はスペインとアイルランドの戦争によるものであり、国家支出は1580年の年額164,000ポンドから1590年代の年額274,000ポンドにまで膨れ上がった。頼るべき補助税は財産調査の不備という本来的欠陥によってその収益は年々減少を続けていた⁽⁴⁾。エリザベスには、資産売却や基金のない短期債に頼ることなく財政危機を乗り越える方途はなかった。短期債の長期債への転換を支える恒常的税と基金制度の整備はいまだ望みえるものではなかった。

ジェームズ一世の治世は比較的平和が保たれたため財政再建の絶好のチャンスであったが、国王の寵臣や王族さらに宮廷への散財がそれを困難にした。政府の負債は1606年までに735,000ポンドに膨れ上がり、支出が366,790ポンドで収入を51,831ポンド超過していた⁽⁵⁾。1608年に大蔵卿についたソールズベリ伯ロバート・セシルは事態の改善に努め議会からの補助税と国王領の売却によって1610年までに累積負債を280,000ポンドまで減らした⁽⁶⁾。これは一過的な収入による改善で、経常的収入の増加は見られなかった。一方、国王の経常支出の儉約は制止されることはなく、王族への支出は1603年の26,284ポンドから1610年の237,042ポンドに短期間に著増している。ジェームズ期の累積負債は334,332ポンドであり、その削減に寄与したのは国王領売却であった⁽⁷⁾。アシュトンには1610年までの土地売却額は110万ポンドとしている。ディーツは1603年から10年までの土地売却益を409,577ポンドとし、前期ステュアート朝を通して少なくとも1,238,509ポンドであったとしている⁽⁸⁾。

ジェームズ一世の財政的困窮の打開策として、二つの特記すべきものがあつた。第一は、国王大権の乱用と思われ臣民の反発を受けるもので、封建的援助金(aids)・超議会的付加関税・貴族位の販売・強制公債さらには物品・サービスの支払いの遅延・無担保債の発行などであった⁽⁹⁾。第二は、経常的収入の安定的増大と当座の負債削減を狙った、1610年のセシルの「大契約」提案で、徴発権と後見権という伝来の旧収入の放棄と「60万ポンドの供与」と「20万ポンドの歳入」の議会承認を取引するもので、とりわけ20万ポンドの恒久的課税がネックとなって不成立に終わった⁽¹⁰⁾。第一の策は国王大権の粗暴な活用とすれば、第二の策は巧妙な活用と言えよう。前者は強行されて反発を受け、後者は議会に承認されず不発に終わった。結果、国王負債は1610年の28万ポンドから18年の90万ポンドに膨れ上がることになった⁽¹¹⁾。

ジェームズ一世治政の1622年までは戦争がない平時状態でありながら既存収入による「国王自活」ができなかった。支出のうち、王室の経費は260万ポンドで全支出の29.7%を占め、陸海軍及び軍需部の経費は250万ポンドで28.6%を占めていた。採られた増収策は国王大権の発動による強制的借入である「徳金」の徴収でありこの間に935,074ポンド、全収入中10.5%をもたらした⁽¹²⁾。また国王領売却によって762,602ポンド、8.6%をもたらされた。こうした政策は国王財政にとって奇策ないし禁じ手であり禍根を残すものであつた。一方、経常的収入として関税と国王領収入があり、前者は270万ポンド(30.5%)、後者が738,000ポンド(8.6%)であつた。戦時に「国王自活」が叶わないならいざ知らず1622年までの平時にあつても奇策や禁じ手を用いなければ収支の均衡がとれなかった。さらに用いられた借入策は割賦発行による将来収入の先取りであつた。割符は国王の第一債権者や支払い部局に将来の収入から返済する義務が国王にあることを記した借用証書であつた。担保とされた税が徴収されると税収は財務府ではなく割符所有者に直接支払われた⁽¹³⁾。戦争が勃発するなど

の緊急事態が発生しても新たに入る税収を戦費に向けることができず財務府を迂回して割符保有者にわたった。さらに割符がもつ問題点は、それを第一債権者から他者へ譲渡あるいは他目的に流用することはできなかったことである。イングランドが1620年代になって再び戦争が続発して、ことは一層深刻となったが、国王も議会も国家財政の危機に対応するしかるべき税の準備ができていなかった。

ジェームズ一世の娘婿フレデリック五世のボヘミア国王受諾がスペイン軍のファルツ侵攻を呼び、娘婿はファルツ選帝侯位を奪われ亡命することになった。こうした事態にジェームズは対スペイン戦争を決意したが、議会の政策批判を嫌ってその軍の召集を躊躇った⁽¹⁴⁾。1624年にスペインに宣戦布告した時すなわち軍の動員が始まるまでに負債は100万ポンドにまでなっていた⁽¹⁵⁾。この借入金の多くは国王軍への物資とサービスを提供した商人に返済されるものであった。ジェームズ一世の議会は1603年から20年までに補助税を120万ポンド承認し、24年4月に召集された議会では翌年までに新たに203,810ポンドの補助税を承認した。しかしこれも立ちどころに呑み尽くされ、608,998ポンドが軍事費として20年から25年までに費消された。これだけの軍事費がつぎ込まれていたのにファルツ派遣軍には給与と糧食と軍需品に必要な資金の一部しか満たさなかった。ドイツにおける傭兵指揮官マンズフェルトの軍の数千のイギリス兵が餓死や病死する状況であった⁽¹⁶⁾。

二．チャールズ一世の財政

1626年から30年までに、議会的補助税は549,961ポンドの追加的収入をもたらした。その期間の政府総支出は320万ポンドで総収入の310万ポンドを上回っていた。この収入の内22.1%が借入と土地売却によるものであった。補助税による追加的収入は兵士と海兵への給与に充てられるものであったが、1628年までに、戦争継続可能な陸海軍を動員するだけの資金を用意できなかった。ただ皮肉なことにイングランドがカディス遠征（1625年）とレ島遠征（1626年）という相対の戦争でイギリス軍が被ったほどの軍事的惨禍を、多角的戦争である三十年戦争では回避することができた。スサ条約（1629年）とマドリッド条約（1630年）でフランスとスペインとの講和がなりチャールズに財政再建のチャンスが訪れた。

1629年3月10日にチャールズが議会を解散し以後11年間親政を敷いた。父王時代の過大な王族への散財を削減するという改善も行われたが、非国教会徒への課金と国王領収入が減少して、改善策はさしたる成果を生まなかった。エリザベス以来の国王領売却は続けられ、一回的収入は得られたが将来の経常収入をそれだけ削減することになった。なによりも無議会政治を行うことで補助税収入が得られなくなった。1630年代前半の政府の平均的年収入は457,000ポンドとなり1620年代の平均的年収入628,000ポンドから大きく減少した。年間支出も426,719ポンドに抑えられたものの累積負債の返済をする余力を生むことはなかった。国王領収入の減少と議会的補助税収入の途絶によって、王室財政は勢い関税への依存を強めた。しかしチャールズに対して議会は付加関税の法的疑義を盾に伝統に従って関税を生涯間承認（grant for life）することを拒み一年限りの承認（grant for one year only）をした。これによって国王は関税を議会の承認抜きで徴収しさらに新付加関税も強行徴収した。これに

よって関税収益は1631年の197,080ポンドから1640年の535,746ポンドに著増し1640年の総収入中62%を占めるまでになった。しかし憲法的に許されざる議会承認のない関税の徴収は1640年までに政治的反発を潜在的に醸成していった⁽¹⁷⁾。

議会の承認がないという点で憲法的に疑義があるものの関税の収益は伸びていき、これまた憲法的疑義のある1634年に導入された船舶税は35年から40年の国家収入の19%を占めていた。関税も船舶税もともに憲法的疑義があるにもかかわらず財政的には成功していたのである。議会から見ればともに「税」であり議会承認を必要とする対象であるべきものであった。しかし国王から見れば、関税(customs)は即位時に議会承認を必要とするとはいえそれは習慣(custom)化されたものであり、しかも海上防衛という明確な使途が指定されたもので、貿易商人が支払う「通行料」的性格を持っていて、その徴収は国王大権の発動とも見なされていた。船舶税も、中世来戦争時に国王が全国の港から船舶を徴用していたものが、戦術の高度化とともに船舶の拠出に代えて金銭の拠出を求めたもので、これも旧来からの国王大権の発動の読み替えと考えられた。ただ船舶徴用を金銭徴収に代えることで海港限定の枠を取り払い全国化することが可能となった。しかも船舶徴用は戦時に限定された一回的なものであったが34年からの船舶税は6年にわたって反復して賦課された。船舶徴用から船舶税への転換によって金納化・全国化・反復化がなされ、それは紛う方なき「税」であり議会の合意権に服すべきものであるという批判がなされた(37年のハムデン事件)。チャールズ一世の親政期において関税(および付加関税)と船舶税は、財政的成功と政治的失敗という両面を経験することになる。しかし長期議会によって関税は完全に議会の掌握するところとなり、船舶税は42年に廃止された上で43年に週割査定税として45年に月割査定税として再生し内乱・空位期の艦隊費に当てられる議会財政の中軸となった⁽¹⁸⁾。

チャールズ一世の親政は11年で終止して議会を召集したのは周知のごとくスコットランドとの主教戦争の資金を議会に求めるためであった。短期議会は国王の課税要求に容易に応えることはなく11年間の親政の批判をするばかりであった。そして「供与の承認」には「苦情の救済」が先行すべきであるという姿勢を崩さなかった。議会が示した救済されるべき「苦情」の多くは財政に関わるものであった。議会の承認のない関税徴収・強制公債・兵士支度税 coat and conduct money・フォレスト指定の不法拡大・船舶税などへの批判であった⁽¹⁹⁾。こうした議会の頑なな姿勢を見て議会を三週間で解散し、主教戦争を議会の援助なしで遂行しようとして敢無く敗北した。スコットランド側は、イングランド北部に侵入したスコットランド軍の撤退条件として5万ポンド(一日850ポンドを二か月間)要求し、これを用意するために再度議会を召集せねばならなくなった。しかし長期議会はこの資金要求に応えることなく「課税の議会承認権」と「国王の大臣選抜の議会承認」の確認を国王に強要した。⁽²⁰⁾

1641年に国王と議会の間で歩み寄りがなされるやに見えたが、折悪しくアイルランドのカトリック教徒がアルスターで反乱を起こし、イギリス人とスコットランド人の植民者を追放する動きを見せた。アイルランドに派兵して反乱鎮圧にあたる事態が生じて国王と議会の対立は、新たな局面に入り軍の指揮権を掌握するのは国王なのか議会なのかの問題が顕在化した⁽²¹⁾。議会はアイルランドの反乱鎮圧軍が国内の政敵に向けられ、長期議会が獲得した種々の成果が失われるのではないかと危惧した。軍の指揮権問題が宗教問題とともに非和協的な

対立をなし42年の内乱突入となった。

1642年7月12日に議会は、国王との軍事的衝突やむなしとして軍を立ち上げることを議決した。歩兵24,000名、騎兵5,000名、総指揮官はエセックス伯とされ、当面ロンドンを王党派から守ることになった。決議はしてもその人員は42年9月に20,000名しか集まらなかった。必要資金の695,000ポンドを用意することはもとより議会の力量を超えるものであった⁽²²⁾。しかし国王との軍事衝突止むなしという事態に直面した議会は、国王が最終責任を負っていた軍事と外交についてその全責任を自らが負い、それを支える財政的裏付けの責任も自ら背負いこむことになった。それを成しえないときの破滅的結末が予見された。軍事的解決の急先鋒であるピムら議会のリーダーにとって、議会軍への資金提供の成否はまさに自らの生死の問題であった。

しかしこうしたリアルで切迫した認識は議会全体にもまたそのリーダーにも欠けていた。1642年3月にアイルランド征服の資金を、イングランドにおける課税によるのではなくアイルランドのカトリック教徒の土地を没収して売却することで調達するという決定をしている。ここにおいても議会の認識の甘さがみられ、事実、アイルランドの土地没収によって今後5か年に100万ポンドを調達するという予測は完全に外れ30万ポンドを得るにとどまった⁽²³⁾。議会人の目を覚ませたのは42年から43年にわたる第一次内乱における国王軍との死闘であった。戦時の借入も国家の信用が枢要で、そのためには予側可能な収入を確保しなければならなかった。そのような確実な租税収入の必要性がようやく認識されるようになった。伝統的「国王自活」原則は通常的軍事費を支弁し緊急事態には議会がその補強として租税を提供する。この棲み分けはもはや有効性を失った。テューダー朝と前期ステュアート朝の議会人の観念になお失われることがなかった「財政の中世的二元主義」の終末は対外戦争ではなく国王と議会の内乱によってもたらされた。議会が戦争（と外交）の全責任を負うという前代未聞の事態に直面して旧来的財政原則の終焉を迎えることとなった。租税国家への巨歩がここに踏み出された。

戦争遂行の全責任を議会が負うということが認識されても、「規則正しく予測可能な収入」として新税が設けられることはなく、とりあえずは単発的な間に合わせの手段がとられた。しかしそれが二年足らずで限界に達し、その失敗から消費税と査定税という確実性と予測可能性を持った新税が設けられることになった。旧来の関税と並んでこの三つの税が（査定税が土地税に変容されて）その後1世紀半以上にわたってイングランド財政の基幹を担うことになる。

三． 第一次内乱勃発と財政

関税は伝来のものでそれまで唯一「規則正しく予測可能な収入」をなしていた。関税を所管する機関はロンドンにあったため長期議会は同市の掌握に努めた。また関税は従来海軍に充当されており、議会は内乱勃発後ただちに議会支持の旗幟を鮮明にした海軍の統制権を掌握した。艦隊は、王党派への外国からの援助を遮断し、イギリスの交易を防衛し、王党派に攻囲された港市（プリマス、ハル）への援軍・物資の搬送にあたった。こうした海軍にかか

る年々の経費は、1642年の41,604ポンドから翌43年には320,569ポンドに跳ね上がり、43年の関税収益165,000ポンドを飲み込み、43年末には11万ポンドの負債が生じていた⁽²⁴⁾。海軍と関税がこのような状況であるため、議会は陸軍に充てる収入は別途探らねばならなかった。

この時、議会は国王の伝統的な財務機関である財務府を用いないことを決定している⁽²⁵⁾。議会は関税収益が財務府を迂回し海軍財務官に直接上納されるようにし、財務府から国王への関税の流れを閉ざした。国王は財務府から入る関税収益を海軍以外すなわち割符による先取りや寵臣への年金などにも回していたから、財務府迂回は国王支持者には大きな打撃であった。王党派が支配地で徴収していた各種の収入も現地で費消し財務府に入らなくなった。1643年までに財務府の受納額は79,000ポンドにまで激減した⁽²⁶⁾。

消費税と査定税の創設に先んじて採られた軍備金の調達法は、議会支持者からの馬・貴金属・現金・武具の供出あるいは前貸しであった。1642年6月の条例によるこの前貸しは相当額に上り新たに徴募した兵士を武装させて編成をする費用の大部分を賄った⁽²⁷⁾。しかし課税によらないこの収入策はあくまで一回的なものであり直ちに行詰った。もう一つ議会がとった非租税的収入策はロンドン（市参事会）からの10万ポンドの借入要請であった。この要請にロンドンは諾意を示したが条件として議員の私財を担保とすることを求めた⁽²⁸⁾。さらに議会は、アイルランドに駐留するイングランドとスコットランドの連隊の経費として、アイルランドの没収予定地担保に投機家から10万ポンドを借入れることを決めた⁽²⁹⁾。これはイングランド国内に2万人の兵士からなる軍隊の維持するための費用を調達する最初のものであった。しかしこの財政策は一回限りのものになった。議会は引き続きアイルランドのカトリック系反乱の鎮圧にかかり付けになればならなかったからである。馬・貴金属などの供出・前貸し、議員の私財を担保とするロンドンからの借入、アイルランド反徒からの没収地を担保とする投機家からの借入。これらの収入策はすべて一過的で内乱突入時の議会政府の財政の根本的改善策ではなかった。既存の関税に加え「規則正しき予測可能な収入」として確実な租税の導入が求められた⁽³⁰⁾。

1642年8月に国王が独自の軍を召集したのに呼応して、長期議会はエセックス麾下の軍を29,000人に増兵することを決めた。増兵した軍を支える資金を得るために議会はまたしても自発的貸付や貴金属・馬などの供出を求めた。しかし、10月のエッジヒルの戦い、11月のターナム・グリーン戦いは勝敗が不分明のままに終わった⁽³¹⁾。その結果、議会は長期戦を見越した戦争準備をするために11月29日に国王の承認を受けない初めての議会税を設ける条例を出した。この条例は、革命の大義のために自発的貸付や貴金属・馬・現金を供出するのをそれまで拒んでいたロンドン・サウスウオーク・ウェストミンスター各住民に財産価値の1/20 (Twentieth Part) を課金することを定めた。議会は直ちにこの懲罰的課税を議会軍の支配下にある地域に拡大適用した⁽³²⁾。

さらに議会は11月に「資金前貸委員会 (Committee for the Advance of Money)」を設けて各方面に貸付を求めた。この「委員会」はハーバーダッシュ・ホールに設けられそのスタッフ構成はその後の財政委員会のモデルともなるもので、業務が自発的貸付に限定されていたのがその後強制公債などの業務も行うようになった⁽³³⁾。

1642年の内乱勃発時の議会財政について、軍をどれほどの期間保持しなければならないのか、軍のためにどれほどの資金が必要なのかについてだれも分からなかった。戦争が42年夏に収束するのであれば、アイルランドの没収地や議員個人の財産を担保とする借入で間に合ったかもしれない。こうした借入では長期戦を支えきれないし、内乱初年度だけで100万ポンドを費消した軍のためのその後の支払いも不可能であった⁽³⁴⁾。当初の革命的熱情の潮が引いた後、議会政府が入手した借入金だけは、土地売却益の先取り分と議会税の先取り分で保証することができた。

革命的大義を支持せず議会側に供出をしなかったものに懲罰的課金を科す方策は放棄されてはいなかった。強制的供出金を課す議会条例が1643年5月6日に出され、非供出者に動産の価値の1/5、不動産の価値1/20というテューダ補助税に倣ったものを徴収することを定めた。「資金前貸委員会」が1/5税と1/20税を所管した。この税の成績は悪かった。1643年の1/5税と1/20税の条例で1,418,299ポンドが査定されたが、この内わずか260,306ポンドだけが1644年に終わる会計年度中に徴収されたに過ぎない状況であった⁽³⁵⁾。東部連合の財務官ジョン・ウィーバーは同税から1650年までに87,340ポンドを受けたに過ぎないと言っている⁽³⁶⁾。テューダ補助税を模したものの恒常化は難しかった。恒久的議会税への抵抗は強く、議会税は有期のものという伝統はなお根強かった。

内戦が激しくなり、議会は各地域を国王軍から防衛しなければならなくなり、そのための地域連合（reginal association）を創設することになった。その募兵と給与資金を用意しなければならなかった。地方においてさし迫った国王軍からの危機が納税を促すのではないかという期待がかけられた。諸州の地域連合の創設は1642年12月から始まり、続く3年間に地域での戦争遂行と財政運営の組織として機能した⁽³⁷⁾。地域連合は所得と財産に課税しその収益を地方守備隊のために用いた。マンチェスター伯軍を支える東部連合が有力で多くの資金と物資を調達していた。しかし最強にして最良の組織を誇った東部連合ですら1643・44年に地域軍の歩兵給与を一年に260日分しか調達していなかった⁽³⁸⁾。いくつかの地域連合は地域防衛のためにそれなりに兵力を集めていたが、主力議会軍を支援するだけの兵員と資金を用意していなかった。44年段階で主力議会軍は1年に175日分の兵士給与しか与えられていなかった。何よりも地域連合は長期議会の軍事力と財政力を拡散するもので、この難点は1645年のニュー・モデル軍の創設によって是正されるものであった。

1642年8月創設のエセックス軍はロンドンの守備にあたりとともに国王の主力軍の誘込み作戦を続けたが議会はその年のエセックス軍を十分に支えることができなかった。そのため43年2月に議会はエセックス軍支援のためにイングランド全州に週割査定税を賦課する決定をした。この週割査定税は長期的課税たることを含みとして持っていたが、週割であったため当初二年間に主だった戦争を支えるには不十分で45年3月までに129,819ポンドしか上げることができなかった⁽³⁹⁾。そこで議会は43年3月に、王党派の地代や収入を没収ないし差押さえという形で戦費を王党派に負担させる決定をした。

議会政府に用立てるために、王党派（royalists, malignants）の土地を差押さえその土地の地代や収益を徴収する権限が州委員会に与えられた⁽⁴⁰⁾。ロンドンに設けられた議会の「差押委員会（Sequestration Committee）」は、州委員会による差押えの実際について限定的な

権限しか持たなかった。差押えによる課金や地代はその一部だけがロンドンに送られた。課金や地代は各州で徴収され同地の防衛や行政のために費消された。残りの差押え収益は州委員会からロンドンのゴールド・スミス・ホールに送られその金庫に預託されロンドン商人ウォーリングとヘリングが管理した⁽⁴¹⁾。王党派の差押え収益は1643年～55年に少なくとも総額377,535ポンドを上げた。この総額も第一次内乱に議会軍が勝利を収める45年まではその一部しか徴収されていなかった。主教領と国王領の地代と収入も43年には差し押さえられたが、その額も軍の経費を賄うに足るものではなかった。43年9月から44年9月までに国王領の地代はわずか45,237ポンドに過ぎなかった⁽⁴²⁾。

差押え収益がどれくらい入手されるかは、シティ等からの貸付とともに予測しがたいものであった。差押え収益が入るには、議会軍が勝利し王党派領を占領しなければならなかったが、1645年まではこれはできなかった。また王統党派に勝利するためには議会政府にその軍の経費を貸付ける者の信頼がなければならなかった。その信頼は長期議会に負債を返済する能力と意思があるかどうかにかかっていた。アイルランド投機家に対して強制公債が発行されたが、その収益が議会の信頼を保つことはなかった。ロンドン（市参事会と市参事会委員）は43年初めまで、議会政府への貸付について容易に応ずることはなく厳しい条件を付けて対応した。第一に、関税委員と陸軍の戦時財務官の任命権をロンドンが持つこと。第二に、差押え収益等はギルドホールの金庫及び市内各種の同職組合会館に収められること。こうした譲歩をシティは政府に迫った。この種の収益の徴収と金庫の管理はシティに役得を与えるもので長期議会に貸付けるシティの金融家や商人に一層確かな保証を与えるものであった。このことは1640年代にかくも多くの金庫が収入徴収のために設けられた理由を教えてくれる。このことは財務府が1641年以降大半の税収のための中央金庫として用いられなくなったことを示している⁽⁴³⁾。

議会は各種の収入ごとに多くの委員会を設けたのに加えて、1642年5月に戦争支援と財政支出を管理する新たな執行委員会として「防衛委員会（Committee of Defence）」を作った。この委員会は短時日のうちに「安全委員会（Committee of Safety）」となり、これは議会的大義に資する管理執行委員会の嚆矢であり、庶民院議員22名、貴族院議員23名が42年7月から43年12月まで委員会に出仕した。「安全委員会」は軍事作戦を指示し、エセックス、ウォラー、フェアファックスらの軍に資金を割当て、外交交渉にもあたった。「安全委員会」の任務全体の指揮はジョン・ピムが当たった。ロンドンとの貸付交渉、連隊の立上げ、43年9月のスコットランドとの同盟交渉（厳粛な同盟と契約）などを行った。しかし同委員会は議会政府の財政問題については適正な運営をすることができなかった。恒久的な事務局、確定した会計手続き、各種収入委員会とその金庫に対する明確な権限、これらが欠如していた。その結果、同委員会が各軍に承認した支給額が、収入を大きく上回り、膨大で担保の不明確な負債が発生することになった。43年秋に、「安全委員会」が執行していた職務を長期議会自体が掌握することで混乱の終息がなされた。このように長期議会は財政問題について強力な監督権を得ようと努力したが、1640年代は明確で強力な執行機関を設けることができず財政運営は困難なままであった。

国王軍との戦況が思わしくないまま、1643年半ばに議会の財政状況は一層悪化し、エセッ

クス軍の兵士には給与も食料も十分に与えられず、軍は溶解状態であった。エセックスは43年4月に19,000人を徴募するのに成功したが同年7月には8,500人にまで減っていた⁽⁴⁴⁾。こういう事態にもかかわらず議会はさらに二つの野戦軍を設けた。ウォラーとマンチェスターを指揮官とするもので両軍とも十分な資金を与えられなかった。両軍は総計30,000名からなっていたが、兵士給与だけで年780,000ポンドが必要であった⁽⁴⁵⁾。

四． 1643・44年の財政危機

議会政府の軍事危機の基因は財政危機であった。革命の大義を貫くには確実に予測可能な資金の確保が必須であった。既存の関税は海軍に充当されていたが、そこでも高騰する艦隊経費の資金に事欠いていた。ピムは軍への資金確保のために消費税と査定税の創設を図った。消費税は1643年7月に設けられ、ただちに税収を先取りする借入がなされた⁽⁴⁶⁾。43年9月から44年9月までで249,000ポンド、45年9月までに156,000ポンドの借入が消費税収先取りの形でなされた。しかし消費税は長期戦のために必要な数百万ポンドに上る資金の用意はできなかった。しかも査定税は創設から軌道に乗るまでに二年を要した。関税・消費税・査定税の三つはその後50年にわたってイギリス財政のバックボーンをなすものであったが、43年44年時点では三つの税ともいまだ本領を発揮できない草創期にあり、財政危機は別の施策を模索しなければならなかった。

1643年時点で議会財政に新たな問題を突き付けたのは、イングランドとスコットランドとの軍事（宗教）同盟をなす「厳粛な同盟と契約」の締結であった。この盟約によって、スコットランドは北部イングランドでの戦闘に二万人の兵力の提供を約束し、イングランド側はスコットランド軍の北英への南下に対して30万ポンドの一時金とその駐留が続くあいだ月額3万ポンドの提供を約束した。すでに軍事的財政的危機にあったイングランドは新たな財政負担を背負い込んだ。

これを機に議会政府は、新たな収入策に踏み切らざるを得なかった。王党派領・主教領・国王領から上がる地代の差押えからさらに進んで、それらの土地を没収し売却するというものであった。1643年秋、庶民院は「スコットランド問題委員会」を設けスコットランド軍への支払策について検討させた。スコットランド軍は44年にはイングランド国境を越えており、「スコットランド問題委員会」は急き立てられるように、弱体な「差押え委員会」を吸収して「示談委員会（Committee for Compounding）」として強化再編された。またしてもロンドン商人ヘリングとウォラーが同委員会の財務官に就いた。北部に入ったスコットランド軍への支払いのために、新たな収入策を見出さなければならなかった庶民院は、同委員会に主立った反議会勢力の土地を売却しその売却益を軍隊に充てる策を検討するよう命じた。

しかし「示談委員会」は直ちに政敵の土地を没収・売却するという刺激的な方策をとらなかった。王党派はそれまで国王を支持した罪業（delinquency）に対する示談として一回払いの示談金を支払うことを認めた。ひとたび王党派がその罪について示談に応ずれば彼らが得ていた地代や収益が国家によって没収されることはないと言われた。示談の手順は、まず罪を犯した王党派がロンドンに赴きその罪を認め、示談金としてその所有地の価値の1/6を一

回払いで支払うことを命ぜられた。示談金は「州差押え委員会」にではなくロンドンに送られ、これによってかつての王党派は議会派に帰順したものと認められた。この措置は大きな政治的効果があったとは言えないが財政的には一定の成果を上げた。

かくして追加的収入が議会軍に入手された。1644年と45年の議会軍の勝利は示談金収益を増大させた。一史家（M.A.E. グリーン）は、旧王党派の示談によって52年までの8年間に1,304,957ポンドが議会政府にもたらされたとしている。「示談委員会」の財務官ヘリングとウォラーは43年10月から53年6月の間に示談によって1,285,204ポンド、差押え収益として377,535ポンドが得られ、両者合わせて166万ポンドが上がったとしている。これによれば一年間の平均額18万ポンドが確実に納入されたはずであるが、実際はそうではなかった。「示談委員会」から示談金収益から支出するための「支払命令証 warrants」の発行状況は、43年にわずか3,000ポンド、44年に6,500ポンド、45年に4,400ポンドで、最高値は46年と47年で両年とも20万ポンドであった。この額の「支払命令書」に対して財務官から支払がなされた⁽⁴⁷⁾。この示談金収入は、スコットランド軍を鼓舞してマンチェスター軍との共同作戦を督促する効果はあったものの、兵士の給与未払を根本的に解消するものではなかった。貴金属供出や強制公債が行き詰まり、王党派の地代や収入の差押えさらに反議会的行為に対する示談金などの単発的収入が模索されたものの、財政危機の抜本的解決はなお道遠しであった。確実に予測可能な収入すなわち消費税と査定税の導入がいよいよ避けて通れないものとなった。

議会軍が抱える問題には、財政問題に加えて軍の指揮の問題があった。イングランド議会軍とスコットランド軍とはチャールズに対して軍事的に優位であったが、両国の軍の戦略的連携という点で難点があった。国王軍は国王が最高指揮官であったのに対して議会軍は複数の地方軍と野戦軍の寄合所帯で指揮系統が分散していた。これを克服するため1644年1月に議会軍とスコットランド軍の合同組織として「両王国委員会 Committee of Both Kingdoms」が作られた⁽⁴⁸⁾。しかし同委員会はイングランドの北部と南部でと同様にアイルランドでの共同作戦にも難渋した。問題の核心はイングランド軍に統一的指揮系列が欠けていたことで、国王軍の各個撃破に敗北を続けた。軍の指揮系統の拡散と同様に地方における税業務や差押えの執行においても同様に中央集権体制は欠如していた。そのためマーストン・ムーアの戦いに英蘇合同軍が勝利しても、それを機に強化した合同軍で国王の主力軍に対峙することはなかった。議会軍の指揮系統の分散性と、持続的な資金不足のために、国王軍がウォラー軍（44年6月）とエセックス軍（44年8月）にあいつで勝利を収め44年中に王党派の形勢挽回を許した⁽⁴⁹⁾。

議会政府の財政事情は厳しく、約6万人の兵士給与の半分が未払いという状況であった。軍事作戦も食料と軍備品の欠乏のため実行は容易でなかった。そこで議会政府はまたしても奇策を講じた。それは給与代わりに戦地の私有地を略奪するのを黙認することであった（「自由地」free quarter）。イングランド軍総計6万の兵士の給与は年額170万ポンドであった。北部イングランドに駐留するスコットランド軍は年額36万ポンドを要した。アイルランド駐留軍は少なくとも年額52.5万ポンドを要した⁽⁵⁰⁾。イングランド内のイングランド軍とスコットランド軍だけで200万ポンド超を呑み込んだ。これに対して議会の収入は関税収入を

除いて、1643年1月から44年12月までの間で100万ポンドこえるものではなかった⁽⁵¹⁾。

議会は1645年当初まで軍の指揮権問題と財政問題に効果的な取組みをしなかった。しかし45年冒頭よりイングランドの軍事的・財政的構造を根本的に変革するいくつかの条例を立て続けに出した。これらの条例は近代戦に対応するもので、長期議会がこうした条例を出していなければ、内乱は異なる結末になったと思わせるものであった。

五．ニュー・モデル軍と月割査定税

1645年2月17日にニュー・モデル軍を創設するための条例が成立した⁽⁵²⁾。「45年2月17日条例」は、議会の主力軍の総司令官かつ指揮官にT.フェアファックスを任命することで軍の指揮系統の統合化が図られた。さらに同条例によって、イングランドに本格的な常備軍を創設し、議会軍の資金を十分に提供しうる査定税を設けることになった⁽⁵³⁾。このように「45年2月17日条例」という一つの条例によって常備軍とそれを支える安定的な収入を同時に創設したことは、イングランドの内乱において軍事革命が要請する軍事と財政の二つの改革が密接に結びついていることを示している。

「45年2月17日条例」は、先行の週割査定税を止め月割査定税を設け、月額53,436ポンドの収益を見積もっていた。いまだ議会軍は全国を制圧しておらず、完全に掌握していた17州にのみ査定税が賦課された⁽⁵⁴⁾。税収はロンドン・ギルドホールの戦時財務官が管理する中央金庫に収められ、地方軍に直に渡されて拡散することが抑止された。ただ議会が完全に掌握していない州と地域連合が、地方防衛のために地方査定税の徴収を継続することは認めた。さらに「45年2月21日の条例」で「スコットランド軍保守のために」21,121ポンドの新たな月割査定税が前回と同じ州に賦課された⁽⁵⁵⁾。また議会は、王党派（delinquents）がそれまでの敵対行為を示談にするためにロンドンに出向くことを「示談委員会」に承諾させた（45年3月31日）⁽⁵⁶⁾。

月割査定税のこうした措置によって軍事と財政の両面で成果があった。議会は月割査定税の収益先取りという形の80,000ポンドの貸付を短時日にシティから取り付けた。この貸付を取付ける条例において⁽⁵⁷⁾、議会は8人のロンドン商人を戦時財務官に任命して二つの査定税収益の受取と配分を担当させた。このことはシティ側に当該貸付の担保税収について追加的な管理権を保証することになった。戦時財務官は着任後15年にわたって議会収入中最大のもの受取と配分の両面で重要な連結環となった。総額83,610ポンドにのぼる貸付は、フェアファックスがニュー・モデル軍を戦場に展開する際の武器・弾薬・軍馬の支払に必要な資金を提供した。各州での月割査定税の徴収には、必要な場合は武装兵による支援がなされた。結果、ニュー・モデル軍のための月割査定税は議会政府に翌年475,278ポンドをもたらした。一方、スコットランド軍支援の査定税は別途162,727ポンドをもたらした⁽⁵⁸⁾。議会はまた消費税を45年1月に延長し消費税収益の先取りという形の貸付をとり付けた。消費税と査定税と示談金によっても1645・46年に議会軍の経費を完全に賄うことはできなかったが、45年の戦争でニュー・モデル軍とスコットランド軍を維持し6月のネイズビーにおける国王軍に対する勝利を可能にした。

「1645年の4月3日条例（辞退条例 Self-Denying Ordinance）」は両院議員が兼務する軍指揮官を辞任させるというもので無能な指揮官を軍務から排除することを目的としていた。さらに「45年4月1日 条例」はフェアファックスを議会軍全体の総指揮官（Commander in Chief）にした。この二つの条例によって議会の政治的危機は緩和された⁽⁵⁹⁾。辞退条例によってエセックスとマンチェスターは指揮権を失いその配下の軍は解散し兵士の大半はフェアファックスのニュー・モデル軍に組み込まれた。この変化によって長期議会内の和平派は軍事作戦の指導から除かれ、一層果敢な戦争遂行が可能となった。「両国委員会」はフェアファックス軍とスコットランド軍の作戦の連携を効果的なものにし、委員会のメンバーは、フェアファックスと副司令官兼騎兵司令官オリバー・クロムウェルの戦術上の決定に全幅の信頼を置くようになった。政治と軍事と財政の連動した改革によって議会軍の国王軍に対する勝利がもたらされ三王国の統合の見通しも立った。しかしこのような果実を存分に収穫するにはなお6か年にわたる戦争を経なければならず、議会政府による一層大規模な財政改革を待たねばならなかった。

六． 議会政府による没収地売却

1646年5月に国王がスコットランド軍に投降し、6月に国王が首都としたオックスフォードを放棄することで、第一次内乱は終息した。その後、議会の中心的関心はアイルランド征服に移った。国王に対する勝利によって財政的危機が終わることはなく、46年末までにフェアファックス軍の兵士の未払い給与だけで100万ポンドを超えていた⁽⁶⁰⁾。内乱の終結と平和への復帰は、重税の終わりや軍の解散を求める声を強くした。長期議会はまずは軍の未払い給与の完済と軍の解散に取り組まねばならなかった。一方で、軍をカトリック反徒鎮圧のためにアイルランドに送らねばならなかった。折悪しく庶民院が46年10月以降のニュー・モデル軍に充当すべき月割査定税の更新をすることが出来ず、また多くのイングランド納税者が終戦による納税意欲を失い持ち越した査定税の納税を手控え、兵士の未払給与の完済・軍本体の解散・アイルランドへの派兵という事業は一層困難なものになった。こうしたことから、兵士給与未払と補給と労役・業務の請負業者への負債は48年末までに300万ポンドに達していた⁽⁶¹⁾。

アイルランドへの派兵や軍の給与未払の解消などの財政的隘路を突破するために、またしても奇策が講じられた。主教制度を廃止した「1646年10月の条例」に続いて主教領の没収・売却のための条例が次々と発行された⁽⁶²⁾。10月に長期議会はシティから20万ポンドの借入をきめ、その用途は、アイルランド駐留軍補強のための派兵とスコットランド軍への未払分の完済の二点であった。ロンドン側の貸付金募集は速やかであった。公表された用途先に支出されたことと担保として主教領の売却益が充てられたことが好材料となった。ただ、主教領の売却には12年を要し48年時点で政府の膨大な負債を減らすことはなかった⁽⁶³⁾。

主教領売却において「倍額貸付」方式が採用された。政府の債権者が旧貸付金と同額の貸付けを新たにすることで、政府が没収した土地を倍加した負債額分の購入をする権利を債権者に与えるというものであった⁽⁶⁴⁾。貸し手は「倍額貸付証」を得てそれで有形の担保であ

る土地を購入することができた。1647年から55年にかけて主教領の売却額は676,000ポンドであった。この売却において「倍額貸付証」が640,000ポンド分用いられ、その半額が新たな貸付金として支払われた。土地購入に「倍額貸付証」を用いず現金払いによったのはわずか17,501ポンドであった⁽⁶⁵⁾。主教領の売却益を先取りしたものを担保とする借入金はイングランドがスコットランド軍に支払うべき20万ポンドに充てられた。この20万ポンドをスコットランド側はその身柄を確保している国王をイギリス議会に引き渡して離英する前に支払うよう要求した。このスコットランドへの支払いはしても⁽⁶⁶⁾、主教領の売却益が肝心のニュー・モデル軍の兵士の給与未払分を減らすことはなかった。没収地購入の多くが「倍額貸付証」で行われ現金による支払いが少なかったからである。

議会財政にとって事態を一層悪くしたのが軍と長期議会の対立激化であった。長老派とロンドンにおける隠れ王党派からなる議会多数派が、政治的・宗教的問題で国王との合意を取り付けないままニュー・モデル軍の解散をしようとした。しかも多数派を占める長老派が、兵士給与未払いについての適正な保証をすることなく、また内乱期に兵士が犯した（反国王的）罪業に対する免責と恩赦の法を通すことなく、軍の解散を行おうとした⁽⁶⁷⁾。

庶民院は1647年5月にニュー・モデル軍の解散と、6週分の兵士給与未払額だけの支払いを提示した。当時、フェアファックスの騎兵の給与未払は43週分であり、歩兵の未払いは18週分であった⁽⁶⁸⁾。この提示に対して、軍総会（General Council）は、次のような要求を突き付けた。包括的な免責法を作ること、兵士の給与未払に対して明確な保証をすること、アイルランド派兵の徴募は自発的なものに限ること、兵士の未亡人と孤児に財政的支援をすること。議会と軍の論争は激化したがそれが武力衝突にまでなるのが避けられたのは、8月に議会と市参事会（City Common Council）が降伏し軍がロンドンを占領したからである⁽⁶⁹⁾。この軍事行動が軍の財政問題を解決することはなかった。ロンドンの査定税支払は6万ポンド超の遅れがあり、スミスフィールドで消費税反対の暴動が起き消費税局が襲撃された。

1647年8月に11名の長老派指導者を排除した議会が10月に6万ポンドの月割査定税を更新した⁽⁷⁰⁾。最初の月割査定税は45年に立法化され46年11月まで続くものであったが46年中葉以降徴収は滞っていた。庶民院は過去6か月分の月割査定税を47年1月までに支払えば次の9か月月割査定税の3か月分を免除するとした。さらに議会は各州に受納総監を任命して地方段階で徴収が分散費消されるのを防いだ⁽⁷¹⁾。こうした改善はすぐに効果を出さなかったが、政治的軍事的に安定すれば月割査定税徴収の円滑化に資するものであった。各州の査定税徴収に軍隊の支援を受け、ロンドンに連隊が宿営したことは、徴税に少なからぬ効果があった。

フェアファックスは1647年から48年初めにかけて軍の規模を大幅に削減した。47年9月にフェアファックスは8,900人の兵士をアイルランド駐留軍強化のために送り込んだ。この兵士らには未払給与の2か月分と1か月分の先払給与を与え、さらに未払給与の残額の支払保証として将来の土地売却益を担保とする「給与未払証」を与えることを約束した⁽⁷²⁾。48年1～2月にフェアファックスはイングランドのニュー・モデル軍を24,000人にまで縮減し、政治的に信頼できない連隊を除き、前年夏の危機の際に忠誠をつくした規律ある部隊だけを残した。喫緊の給与遅配問題は全兵士に給与遅配分に対して「給与未払証」を発行すること

で対処した。兵士の給与明細が点検され取得した「自由地」相当分が減額された⁽⁷³⁾。北部と西部の連隊は47年に解散され、そのうちの最良部分がニュー・モデル軍に糾合された。こうした改善がなされて、「最高司令官によって、議会軍の引締まって政治的統一性を持つ経費のかからない兵士の組織が再編成された⁽⁷⁴⁾。」

イングランドの軍事費は1648年初めにも収入を超過していた。24,000人を擁するニュー・モデル軍と全国に展開する駐屯軍の維持は月割査定税が生む月額6万ポンドを容易く呑み込んだ⁽⁷⁵⁾。消費税は早くから内乱期に陸軍を支える借入の担保となっていて余力がなかった。また海軍の経費は充当されるべき関税収益をはるかに上回っていた。さらに議会政府はアイルランドでの経費のかかる戦争にのめり込み、26,000人の兵士を抱えてその給与だけで年額293,768ポンドを注ぎ込んでいた⁽⁷⁶⁾。アイルランド戦争のための21,000ポンドの月割査定税はその費用を賄うものではなかった。こうした深刻な財政問題に軍司令部と議会が対処しようとしたその矢先に第二次内乱が勃発し、財政問題解決とアイルランド制圧はともに先送りとなった。

七．共和国政府の財政

第二次内乱におけるニュー・モデル軍の勝利は、本格的常備軍の軍事的真価を見事に立証した。クロムウェルとフェアファックスは数的には優位である国内の敵軍を打ち負かし、1648年8月にはプレストンにおけるスコットランド軍に対する勝利でその軍功を立てた⁽⁷⁷⁾。ニュー・モデル軍の戦術的優越性と結束の固さが、主要艦隊のチャールズ一世側への寝返りや長引くアイルランド戦争の消耗があったにもかかわらず、軍事的成果を上げた。イングランドにおける軍事的勝利の完了後、勝ち誇る独立派とその軍は長期議会の長老派約140名の粛清を行い（プライドのパージ）約60名からなるランプ議会を構成し、国王を訴追して処刑し（1649年1月）、庶民院だけが支配する共和国であることを宣言した（49年3月）。49年の3月と4月に、ランプ議会は42年から48年の議会政府から引き継いだ兵士給与未払をはじめとする負債問題に取り組んだ。同時に、イングランドの総数44,000人の兵士を抱え月額120,000ポンドの経費がかかる軍の資金確保の方途を探った⁽⁷⁸⁾。

ランプ議会は効率的執行機関である国務会議（Council of State）を作り、それに次のような権限を与えた。「イングランドとアイルランドと支配地域についてその平和と安寧を守るために、貴兄らが必要と判断する軍を立ち上げ武装させるために、イングランド共和国がいまだ征服していないが（イングランド共和国に）属するアイルランドとすべての諸地域を征服するためのあらゆる適切な方法と手段を用いるための指揮命令（権限）を与える⁽⁷⁹⁾。」

国務会議がこのような事業を完遂するには空前の資金が必要であった。従って、ランプ議会は月割査定税を月額90,000ポンドに増額した。それだけで「戦前の議会的補助税18単位に相当する」税率であった⁽⁸⁰⁾。しかし軍は1649年時点で未払給与が140万ポンドを超えており、その他の債権者に少なくとも170万ポンドの負債があった。関税と消費税と査定税では現在の軍を支えることはできず、政府が税の先取りという形のさらなる貸付を確保することもできなかった。1649年5月にロンドン市参事会（common council）が国務会議に対して、

クロムウェルの兵士 12,000 人を十分な軍資金とともにアイルランドに送りこむ経費 120,000 ポンドの貸付要請を断った時、財政事情の逼迫性が露顕した。これに加えてクロムウェルの遠征軍は 4 月から 7 月の給与として 106,676 ポンド、アイルランドの戦役に志願兵として加わったものの未払給与 2 か月分を現金払いする約束をしたために 100,028 ポンドの追加資金が必要となった⁽⁸¹⁾。長期信用制度がなかったので、共和国は自らの信用低下を防止しつつ、アイルランドでの戦争継続のために、保有資産のさらなる売却に訴えるほかなかった。

すでに「1643 年 3 月 27 日の条例⁽⁸²⁾」で主教領の差押えが決められ、「46 年 10 月 9 日の条例⁽⁸³⁾」で主教制度の廃止とその土地の委託人への移管が決められ、「46 年 11 月 17 日の条例⁽⁸⁴⁾」で主教領の土地の売却（価格は 10 年分の地代）が決められていた。結果、主教領の全売却額は 676,387 ポンド、「倍額貸付」が旧貸付と新貸付の計 640,000 ポンド、現金払いが 17,501 ポンドであった⁽⁸⁵⁾。

次に、1649 年の 4 月と 7 月に教会参事会の土地を売却することが決定された。主教領売却で用いられた「倍額貸付」方式がここでも用いられた⁽⁸⁶⁾。その後 8 年にわたって、助祭と教会参事会の土地が売却され議会政府は 1.17 万ポンドの負債を清算することができた⁽⁸⁷⁾。大半の土地は 1650 年 9 月までに売却されるかその契約がなされた。総売却益のうち現金による支払いは僅か 503,179 ポンドで、残りは売却された土地と交換に得られた「倍額貸付証」が以前の負債の清算に使われた⁽⁸⁸⁾。こうした教会領の売却は膨大な兵士の「給与未払証」を完全に償還することはなかったが、食料業者や武器製造人に対する短期政府債務の不履行を抑止する役割を果たした。

クロムウェルのアイルランドでの戦争は、兵士がその給与未払について満足のいく措置が取られるまで開始することはできなかった。そのため議会は 1649 年 7 月 4 日と 16 日に国王家族の私財と土地（王領地）を売却しその売却益を兵士の「給与未払証」の償還に用いることを議決した⁽⁸⁹⁾。この法律によって国王領が兵士の「給与未払証」の償還に用いられることと、国王領の「現在の借地人」の 30 日間の先買権の期限切れを待って兵士にその土地を購入する機会が与えられた。その際「給与未払証」による第一債権者たる兵士には「現在の借地人」の先買権期限切れ後に 10 日間の先買権が与えられた⁽⁹⁰⁾。国王領の価格は地代の 13 年分とされこれは主教領・王党派などの土地より高いものであった。別稿でも述べたように国王領の総売却額は 1,434,000 ポンドで、ここでは「倍額貸付証」は用いられず、専ら兵士の「給与未払証」が土地購入に用いられた。その額は 1,328,947 ポンドで全体の 93% を占め現金による購入は僅か 84,763 ポンドであった⁽⁹¹⁾。国王領を含む国王私財は 1649 年以降も売却が続きその 9 年間に 134,383 ポンドの収益があった。それは種々の対政府債権者や海軍に回れされた。

アイルランドの戦争は 1652 年まで続き、50 年夏にはスコットランドとの戦争が始まった。アイルランドに 35,000 の兵を残したまま、イングランドとスコットランドにほぼ同数の兵を配置しなければならなかった。海軍もこの戦争に呼応する支援をし、他方でイギリスの海上交易の保護もせねばならず、軍拡傾向は変らなかった⁽⁹²⁾。こうした軍事行動を支えるためにランプ議会は 50 年 3 月に、永代借地地代の売却を決め、11 月に月割査定税を月額 12 万ポンドに引き上げた。単発的土地売却益は持続的税収よりも長期的に見て劣るとはいえ、この

時の永代借地地代の売却によって816,484ポンドが得られ種々の短期債の返済がなかった⁽⁹³⁾。

永代借地地代の総売却額は816,834ポンドで、「倍額貸付」によるものの半額288,031ポンドと「倍額貸付」によらない現金購入額の239,206ポンドを合算した額は527,237ポンドであった。そこから海軍財務官に100,000ポンド、陸軍戦時財務官に317,396ポンドが提供された⁽⁹⁴⁾。ここで得られた資金は、クロムウェルのスコットランド戦争にとって財政的・兵站的支援として不可欠のもので1651年9月のウスターでの王党派に対する最終的勝利をもたらした⁽⁹⁵⁾。永代借地地代の売却益のうち戦費を差引いた残額は、約40万ポンドの政府債務の清算をした。永代借地地代の売却は、共和政政府にとって国王や教会の土地財産の活用しうる最後のまとまった売却であった。

1648年の第二次内乱にともなう王党派の蹶起と51年夏のスコットランドのイングランド侵攻は、なお没収・売却可能なもう一つのまとまった最後の土地財産をランプ議会に与えることになった。これまで示談に応じなかった王党派の土地と第二次内乱の蹶起に加わった王党派の土地を没収・売却したのである。そのための立法的・行政的な経験は議会に用意されており、その機構はフル稼働した。

王党派の土地没収と売却の総額は1,224,916ポンドで「倍額貸付」によるものが1,209,868ポンド(÷2=604,934ポンド)で現金によるのは15,048ポンドであった。現金として利用可能なのは「倍額貸付」による604,934ポンドとそれによらない15,048ポンドを足して619,982ポンドである⁽⁹⁶⁾。このうち619,926ポンドが海軍と陸軍の財務官に提供された⁽⁹⁷⁾。この収益は、故国王邸の別売による95,237ポンドとともに、資産売却による収益の最後のもので、共和政政府とプロテクトレイト政府は今後、関税・消費税・査定税という規則的な収入に依存することを強いられた。共和政政府がこうした土地を「倍額貸付証」と「給与未払証」によって売却したやり方は、ハバカクに次のように言わしめている。「長期議会は、第一債権者に大幅な割引という極めて不利な条件で負債を返済した。そのため後継政府(プロテクトレイト)が新たな借入をする能力を修復困難なまでに傷つけた⁽⁹⁸⁾。」イギリス政府は租税収益を先取りする新方法を、とりわけ戦時のために案出する必要に迫られた。

イギリス政府はもう一つの戦時収入源を持っていた。それは戦利品で、敵軍から海上で奪取しイギリスの港で売却した船舶や物品からの収益は少なくとも695,931ポンドで、議会政府はそれを1640年代・50年代の軍に使った⁽⁹⁹⁾。その大半は海軍補修費及び傷病水兵とその家族のために使われた。戦利品収益は第一次英蘭戦争(1652-4年)の折は大きなものであったが、それは奪取すべき商船を有する国との海戦の勝敗次第という不可測的なものであった。1655年～60年の対スペイン戦はイギリス側の勝利ではなかったが、スペインの西インド艦隊の一部をブレイクが拿捕することで256,759ポンドを得た⁽¹⁰⁰⁾。戦利品収益や奪取した財宝によって多額の資金がもたらされたが、空位期の遠征と同様に近代的軍事力を継続的に維持する資金源とするにはあまりにも予測が不確実すぎた。

表 国家収入の非課税収益(1642-60年)⁽¹⁰¹⁾

収入源	ポンド
アイルランド投機家 ⁽¹⁰²⁾	306,718
国王領収益, 1643-4	45,755
主教領収益, 1646-56	64,677
王党派科料(1/5税, 1/20税), 1643-4	260,306
王党派示談金, 1644-57	1,304,957
王党派科料と地代, 1643-56	377,533
主教領売却, 1649-59	675,603
助祭と教会参事会の土地売却, 1649-57	1,170,000
国王私物売却, 1649-58	134,383
国王邸売却	95,237
国王領売却, 1649-58	1,464,409
永代借地地代売却, 1650-5	816,484
没収王党派領売却, 1651-2	1,224,916
戦利品収益, 1642-60	695,931
スペイン銀塊, 1657-9	254,759
イギリス人徴収のアイルランド収入	1,943,546
イギリス軍給与向アイルランドの土地売却	1,113,273
王有林売却	733
総計	11,948,221

1642年から1660年に、消費税(1643年)・関税・査定税(1643.45年)という規則的で予測可能な議会的租税収入ではない単発で不規則的な非租税的収入が議会政府とプロテクトレイト政府の政策として模索され少なからぬ収入が獲得された。上の表は、不規則な収入の出所と額の大半を示している。そこに除かれているのは、第一に、地方査定税・「自由地」・徴発という地方での収入、第二は、第一次内乱当初二年間の貴金属・現金・軍馬の寄付を募る議会条例による献上物であった。表の額は「現金」と「倍額貸付」方式で清算された負債を含んでいる。

八．小括

単発で不規則な非租税収入は、内乱以前には「国王大権」の発動によるもので「国王私財」の一部をなしたといえよう。チャールズ一世処刑と共和国成立以降は「国王大権」を篡奪した議会による「議会私財」をなしたと言える。このうち国王領の没収売却は没収という点を除けばテューダ朝以来財政政策として間断なく行われていた国王領売却と同様に「国王私財」(49年以降は「議会私財」)の放出を意味した。国王領の売却と同じく「国王私財」をなして

いた後見権や徴発権の廃止（それぞれ46年、57年）は、「財政の中世的二元主義」の片方の「国王私財で国王は自活すべし」という原則の実体的な清算を意味した。他方、規則的収入たる関税・消費税・査定税をこれまた戦費のために矢継ぎ早に承認したことで、「中世的二元主義」もう一方の「（議会の）合意なければ課税なし」の原則に付随する「承認する租税は直接税に限り有期で用途は指定される」という制約が事実上破られ恒常的租税が定着することになった。「国王私財」とその増収策である財政封建制を議会在が篡奪し、租税承認は一回的の有期に限るという制約もまた破られた。（租税承認のもう一つの制約である用途の指定は財政区分主義の溶解とともに厳格なものでなくなった。）ここに国王と議会の互惠と均衡からなる混合王政は事実上崩壊した。

1642年から60年の不規則で一回的な収入の総額（上の表の11,948,221ポンドからアイルランドで徴収した関税・消費税・査定税徴収分1,942,546ポンドを差引く）は10,005,675ポンドである。この額は内乱以前のイギリス政府の収入水準に比して極めて大きなものであり、議会政府の戦争遂行は十分な財源に支えられたかのように思われる。しかし実際はそうではなく、一回的非租的収入に加えてそれを上回る膨大な規則的租税収入が戦争に注ぎ込まれた。規則的で予測可能な関税・消費税・月割査定税の収入は、1643年から60年の間に2,200万ポンドを上回り、戦時遂行を支えた主軸はこの税収であった⁽¹⁰³⁾。租税収入としては先に触れたアイルランドの関税・消費税・査定税徴収分1,942,546ポンドと42年から45年にかけて徴収されたイングランドの地方の週割査定税は相当の額であったと思われるが、その確認はできない。40年代・50年代の内外の戦争に、不規則で単発的な非租的収入はそれに倍する同期の規則的で予測可能な租税収入とともに内外の戦争を支え短期借入の返済に用いられた。

ただ不規則で単発的な非租的収入は多額ではあったが、その多くは1651年までに底をつき、政府は陸海両面での軍事作戦を継続するために規則的で予測可能な租税収入への依存度を高めた。それと同時に規則的租税収入を担保とする短期的借入をした。50年代も共和・プロテクトレイト政府は第一次英蘭戦争（52年～54年）を始めとする対外戦争が間断なく続き支出額は空前のものになった。しかし議会政府が少なくとも56年までは議会税を担保とする貸付を得て相当額の資金を入手し戦争財政を乗り切った。

1650年を機に政府は資産売却や罰金・示談金などの収入に頼ることが難しくなり、国王領（永代借地地代を含む）・教会領・王党派領などの没収地で残っているものも僅かとなっていた。議会政府・プロテクトレイト政府は、単発的で不規則な収入の見込みがなくなれば規則的で予測可能な租税収入への依存度を一層高めざるを得ず、50年以降、関税・消費税・査定税という規則的・予測可能な租税が財源の主軸となった。このうち間接税である関税と消費税は（新設の炉税とともに）王政復古期に戦時に限らず平時にも賦課され、さらに直接税である（テューダの補助税とともに）査定税が引き継がれ15度も反復賦課された。平時的経常費は「国王私財」に拠り、戦時的非経常費は議会税に拠るという「財政の中世的二元主義」は事実上解消された。ここに、すべての国家収入が租税からなる租税国家が成立することになる。単発的な非租的収入に代えて関税・消費税・査定税という規則的で予測可能な租税に転換することで、短期債務は確かな担保を得ることになり、さらにそれが長期債務の基金

として位置づけられ17世紀末から18世紀の第二次英仏百年戦争を下支えする「基金制度」を準備することになった。

「倍額貸付証」や兵士の「給与未払証」などの非租税的収入を担保とする政府の短期債務はその劣化（割引）のために貸し手の信頼喪失を生んでいた。政府債券の劣化という苦い経験が、1650年代に政府の貸付要求に対して潜在的貸し手を消極的にした。ハバカクは潜在的貸し手のこの政府不信こそプロテクトレイト政権の崩壊と王政復古を必然化したと述べている⁽¹⁰⁴⁾。50年代の租税を担保とする政府借入が貸し手の信頼をわずかに支えた面があるものの、政府債券の劣化という苦い経験からする政治不信は容易に払拭されることなく、政府の借入能力の弱性が負債の多さ自体以上にその崩壊の要因をなし⁽¹⁰⁵⁾、革命政権は崩壊し王政復古政権へと転換した。復興王朝は革命政権の三種の租税を引き継ぎ、それらは長期債務を下支えする「基金制度」の萌芽形成をなした。それは71年の「国庫支払停止」を契機に一層整備され、名誉革命後に本格的に展開して「財政革命」の基軸となった⁽¹⁰⁶⁾。

革命政権は政敵の資産を没収し、国王大権による収入源（後見権・徴発権・王領地）を廃止ないし売却しさらには国王の財務府をもなきものにした。ここに国王大権を支える「国王私財」は霧散してしまった。「国王自活原則」は物理的に否定されてしまったのである。逆に革命政権は、旧来の関税を引き継ぎ新たに消費税と査定税を創設し、租税が国家財政の基盤となる素地をつくった。内乱・アイルランド征服・オランダ・スペインとの戦争、これらの戦争のための資金調達のために「国王私財」は議会によって廃止ないし篡奪され霧散・消失し、家産国家は終焉して無産国家たる租税国家へと巨歩を進めた。1660年に王政復古となりチャールズ二世が帰還したが、旧来的「国王私財」はなく消費税・関税・炉税という三大間接税によって経常的支出は賄われることになった。そこでも二度の英蘭戦争が相次ぎ、戦費は臨時的性格を失い直接税が反復賦課され事実上恒久税化した。平時は国王が自活し戦時に限って議定税たる直接税を求めるという「財政の中世的二元主義」は終焉することになった。直接税にはなお議会合意権が適用され、議会の「財布の支配」は有効であった。しかし王政復古期の三大間接税（関税・消費税・炉税）については即位時の議会協賛があるのみで、租税収入でありながらその用途に国王の恣意が働く余地があった。物的には租税国家に変移しながら議会の「財布の支配」は限定的で経済の活況による三大間接税の増収はジェームズ二世の恣意的暴政を許しその反発として名誉革命が起きた。

注

- (1) 関税は新国王即位時に海上防衛という用途指定をしたうえで議会在国王に生涯間承認するものであった。期限付き・用途指定という条件付きで曲がりにも議会の承認をえている点で半ば「租税」であるが、慣習的に生涯間与えられる点からして「国王私財」の一つともいえる両義的なものであった。
- (2) J.S.Wheeler, *The Making of a World Power War and the Military Revolution in Seventeenth Century England* (1999). このウィーラーの著書は、近世ヨーロッパの軍事革命についての G.Parker, *The Military Revolution* (1988) や J.Hale, *War and Society in Renaissance Europe 1450-1620* (1985) などの近年の研究を受けて、軍事革命（軍事技術の高度化）が、国内統一と対外戦争にかかる戦費を高騰させ絶対主義化する政府の財政問題を一気に前面に押し出した事実スポットを当てたものである。本稿は軍事革命自体は自明の事実としてそれがもたらす戦費高騰に対する絶対王政の取り組みとその行き詰まりによる近代租税国家の創生を、内乱期を中心に「財政の中世的二元主義」の断末魔という視点から描出することを目指している。
- (3) A.G.R.Smith, *The Emergence of a Nation State : The Commonwealth of England, 15298-1660* (1984), pp.236-9.
- (4) D.Thomas, 'Financial and Administrative Developments', in H.Tomlinson (ed.), *Before the English Civil War* (1983年), p.116: 酒井重喜「補助税・査定税から土地税へ・・・近世イギリスの直接税」『経済論集』30巻1～4合併号、34・5頁。
- (5) R. Ashton, 'Deficit Finance in the Reign of James I', *Eco.H.R.*, 2nd ser.10 (1957), pp.21-2. ; Thomas, op.cit., pp.103-6. アシトンは本文通り負債を735,000ポンドとしているが、トーマスは、1606年までに負債は816,000ポンドになったとしている。
- (6) Ashton, op.cit., p.21 ; F.C.Dietz, *Receipts and Issues of the Exchequer during the Reigns James I and Charles I*. pp.136-7. では103年から10年の8年間の土地売却額を391,006ポンドとしている。
- (7) Ashton, op.cit., p.22.
- (8) 注(6)参照。
- (9) 1606年の付加関税不払をめぐるジョン・ベイト裁判・チャールズ一世第三議会で付加関税論議・1627年の強制公債<五騎士事件>など。酒井重喜『近代イギリス財政史研究』(1989年)(『財政史研究』と略記)第一章第五節二; 酒井重喜『17世紀イギリス財政史論』(2021年)(以下『財政史論』と略記)第四章六、第五章。
- (10) 「大契約」について酒井重喜『混合王政と租税国家』(1997年)第3章参照。
- (11) Ashton, op.cit., p.22 ; S.R.Gardiner, *History of England*, ii, pp.68-9.
- (12) 徳金につて『財政史論』74-82頁参照。「国王自活原則」と「議会課税合意権」の二つを内実とする「財政の財政の二元主義」については酒井『混合王政と租税国家』を参照。
- (13) Dietz, op.cit., pp.120-2.
- (14) 酒井『財政史論』84頁。
- (15) Smith, op.cit., p.270.

- (16) 今井宏編『世界歴史体系イギリス史2』170頁。
- (17) Wheeler, *op.cit.*, p.99.
- (18) 船舶税について、酒井重喜『チャールズ一世の船舶税』参照。査定税がニュー・モデル軍を支え1690年代にも国家財政の主要部分を担い18世紀の土地税に引き継がれたことについて酒井「直接税」82-86頁。
- (19) S.R.Gardiner, *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660*, pp.210-11. 強制公債について次を参照。cf.R.Cust, *The Forced Loan and English Politics, 1626-1628* (1987).
- (20) M.C.Fissel, *Bishops' Wars* (1994), pp.139-51; 浜林正夫『イギリス市民革命史』（1975年）、89 - 92頁。
- (21) C.H.Firth, *Cromwell's Army* (1962), pp.21-4; Wheeler, *op.cit.*, p.100.
- (22) 1640年夏時点のアイランドにおけるイングランドとスコットランドの軍は少なくとも525,000ポンドを必要としたが、49年まで360,000ポンドが供されたに過ぎない。Wheeler, *op.cit.*, p.241, n.23; *Calendar of State Papers, Domestic* (以下CSPDと略記), 1640, p.373には、歩兵10,000と騎兵1,000の一年間の経緯費を262,796ポンドとある。cf., Firth, *Cromwell's Army*, pp.21-4.
- (23) アイランドの土地を英軍が没収しそのあとで売却することもあったであろうが、一般には投機家 *adventurers* が没収前に没収予定の土地を担保に資金を貸付けた。注(102)参照。K.Bottigheimer, *English Money and Irish Land* (1971), pp.55-7.
- (24) 関税の一年延長を定めた1641年8月1日の条例は、海軍の負債を20万ポンドとしているが、これは翌年の冬季警戒費を加算したものである。C.H.Firth and R.S. Rait (eds), *Acts and Ordinances of the Interregnum 1642-1660* (1978) (以下A&Oと略記), i, p.16. 1643年に関税から海軍財務官に提供された額は145,000ポンドであった。Wheeler, *op.cit.*, p.242 n.28.
- (25) Aylmerはジェームズ一世とチャールズ一世の治世を通して財務府は議会の批判的であったと指摘している。G.Aylmer, *The State's Servants, The Civil Service of the English Republic 1649-1660* (1973), p.24; do. *The Kings Servants The Civil Service of Charles I 1625-1642* (1961), pp.182-203. Fissellは、財務府の手續きと制度は1639-40年の戦時の財政運営にはあまりに遅緩・煩瑣・非効率であったとしている。Fissell, *Bishops' Wars*, pp.137-51.
- (26) Wheeler, *op.cit.*, p.102.
- (27) A&O. I. p.6.
- (28) *Journal of the House of Commons* (以下C.J.と略記) ii (1642), pp.598, 601, 606.
- (29) S.R.Gardiner, *History of England* (1884), x; p.215; W.C.Abbot (ed.), *The Writings and Speeches of Oliver Cromwell* (1988) I, pp.164-5. 注(23)で述べたように、アイランド投機家は1641年10月以降アイランドにおけるカトリック反乱を鎮圧するプロテスタント軍の支援金を拠出・貸付けた。42年3月成立した議会法によって、拠出者は供出と交換にアイランドの没収地の取得を約束された。拠出額の目標総額は100万ポンドであったが、40年代全体で306,278ポンドしか集まらなかった。K. Bottigheimer, *English Money and Irish Land*, pp.54-5. 結局議会政府はアイランド征服にこの額以上のものを費消した。1647年にアイランド派遣軍に83,129ポンド相当の武器と糧食を与えられたが、アイランド財務官アダム・ロフトスは366,717ポンドしか実際に支払わなかったという事例がある。Wheeler,

- op.cit.*, p.242, n.35.
- (30) アイルランドで歩兵 10,000 人、騎兵 1,000 人を 1 年間維持するのに 262,796 ポンドが必要と見積もられていた。CSPD, 1649, p.373. アイルランドの反徒の徹底的な鎮圧とその所有地の完全没収は、1649 年のドロヘダの虐殺と 1652 年のアイルランド植民法を待たねばならなかった。T.M. ムーディ、F.X. マーチン編訳、堀越智監訳『アイルランドの風土と歴史』（1982 年）、225-7 頁。
- (31) エッジヒルの戦いではエセックス軍は公称歩兵 24,000 人、騎兵 5,000 人であったが、1642 年 10 月の時点では総数 20,000 人であった。Firth, *Cromwell's Army*, pp.22-4.
- (32) 新税の拡大賦課とともに州委員会に軍のための供与物と貸付金の徴収を監督する強力な権限が与えられた。A&O, i, 45-53.
- (33) W.O.Scroggs, 'English finance under Long Parliament', *Quarterly Journal of Economics*, 21 (1907), pp464-7.
- (34) S.R.Gardiner, *History of the Great Civil War 1642-1649 (1894)*, 1,p.72.
- (35) (36) Wheeler, *op.cit.*, p.103.
- (37) A&O, I, pp.49, 51.
- (38) C.Holmes, *The Eastern Association in the English Civil War (1974)*, pp.146-8.
- (39) Wheeler, *op.cit.*, p.104
- (40) A&O, I, pp.106, 129.
- (41) Wheeler, *op.cit.*, p.104
- (42) 1646-56 年の主教領から上がる地代は 64,677 ポンドであり、その土地の売却は 46 年に開始された。1603-40 年の国王領の収益は漸減し、03-11 年の収益は 50,000 ポンドであった。12-24 年のそれは 31,000 ポンド。25-40 年のそれは 12,000 ポンドであった。Wheeler, *op.cit.*, p.242, n51.
- (43) 租税の出納において財務府を迂回するのは、シテイの私的金融家が利殖を得るために公金たる税の出納に直接関わろうとしたためである。かかる「金融家官僚」については酒井『財政史研究』320-35 頁参照。Aylmer, *State's Servants*, p.24.
- (44) Firth, *Cromwell's Army*, pp22-3.
- (45) Firth, *ibid.*, p.22.
- (46) 酒井重喜「導入期の消費税」『海外事情研究』51, (2024 年)。
- (47) M.A.E. グリーンについては Wheeler, *op.cit.*, p.242, n.41 を参照。CSPD, 1649-50, p.x.
- (48) Wheeler, *op.cit.*, p.108.
- (49) Gardiner, *History of the Civil War*, ch. XVII ; I. Gentles, *New Model Army in England,Ireland and Scotland, 1645 ~ 1653 (1992)*, pp.3-6 ; J.Kenyon, *The Civil Wars of England (1988)*, ch.6, Deadlock : 1644.
- (50) イングランドにおける議会軍の年間経費は 100 万ポンド、海軍の年間経費は 40 万ポンド。Gardiner, *History of the Civil War*, 1, p.72. ニュー・モデル軍の 21,000 人の月額経費は 44,952 ポンドで (13 か月分の

- 支払いがなされて）年額 584,389 ポンド。CSPD, 1644-5, p.232. イングランドのスコットランド軍は議会議から月額 3 万ポンドの支給を約束されたが、21,000 人の蘇兵に二週間分給与しか用意されなかった。CSPD, 1644-5, p.72.
- (51) 1644 年と 45 年の収入；差押え 260,306 ポンド、週割査定税 129,819 ポンド、国王収入 90,000 ポンド、消費税担保の貸付 325,000 ポンド、王党派の示談金 68,000 ポンド。地方における収入は不明。Wheeler, *op.cit.*, p.244, n.66.
- (52) 酒井「補助税・査定税から土地税へ」『経済論集』、30-1～4, 45-9 頁。
- (53) *A&O*, I, pp.614～.
- (54) 税率について *A&O*, I, pp.531-4. 係争中の州における独自の守備隊について。CSPD, 1644-5, p.233.
- (55) *A&O*, I, pp.630-5.
- (56) この措置によって敵対者が差押えを示談にする前に敵対者を告訴する手間を省くことになった。Scroggs, *op.cit.*, p.476.
- (57) *A&O*, I, pp.656-9.
- (58) 534,360 ポンドのニュー・モデル軍の月割査定税のうち当初 10 か月に徴収できなかったのは、わずか 59,0812 ポンドで未徴収率は 11%であった。スコットランド軍向けの査定税 194,685 ポンド中未徴収は 31,957 ポンド（16%）であった。1644 年の週割査定税が年額 129,819 ポンドしか上げていなかったのに比して格段に高い徴収率であった。Wheeler, *op.cit.*, p.244, n.73
- (59) *A&O*, I, pp.660,664.
- (60) I.Gentles, 'The Sales of Crown Lands during the English Revolution', p.615. *Eco.H.R.*, 19 (1973)；酒井「イギリス革命における没収地売却と二つの政府債券」熊本学園大学『経済論集』第 31 巻第 1-4 合併号掲載予定、第一章 1 節。
- (61) Wheeler, *op.cit.*, p.111；cf., I.Gentles, 'The Arrears of Pay of the Parliamentary Army at the End of the First Civil War', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 48 (1975), pp.54-5.
- (62) 主教制度廃止は *A&O*, I, p.79；主教領売却について *A&O*, I, pp.879, 884, 907, 920.
- (63) G.B.Tatham, 'The Sale of Episcopal Lands during the Civil Wars and Commonwealth', *E.H.R.*, 23 (1908), p.108. テイサムの示すところは次のようである。ポンド 77,046 in 1647、ポンド 208,925 in 1648、£177,330 in 1649、£95,000 in 1650、£36,413 in 1651、£35,397 in 1652、£19,538 in 1653、£9,463 in 1654、£3,853 in 1655、£8,631 in 1656-9.
- (64) H.J.Habbakuk, 'Public Finance and the Sale of Confiscated Property during Interregnum', *Eco.H.R.*, 2nd ser.15 (1962), pp.70-1；酒井「没収地売却」第二章 1 節。
- (65) 「倍額貸付」によらない純然たる現金払い額は 17,501 ポンドに過ぎず、現金は新貸付と合計して 337,501 ポンドになり、この額だけが政府負債の返済に回すことができた。Habakkuk, *op.cit.*, pp.74-5.
- (66) Abbott (ed.), *Writings and Speeches of Oliver Cromwell* 1, pp.420-4
- (67) 1647 年危機についてと 48-9 年のニュー・モデル軍と独立派同盟と長老派・王党派連合のシテイに対

- する抗争について次を見よ。Gentles, *New Model Army*, pp.141-50 ; I.Gentles, 'The Struggle for London in the Second Civil War', *Historical Journal*, 26 (1983).
- (68) Wheeler, *op.cit.*, p.112 ; *CJ*, v, pp.55-7.
- (69) アイルランド派遣軍には2か月分の未納給与と1か月分の給与先払いをすることが合意され、ニュー・モデル軍の歩兵は解散された。*CJ*, v, p.269 ; Gentles, *New Model Army*, pp.190-7.
- (70) Wheeler, *op.cit.*, p.113 ; *A&O*, 1, pp.958, 1025.
- (71) *CJ*, v, p.400.
- (72) Wheeler, *op.cit.*, p.113 ; *CJ*, v, p.306.
- (73) *CJ*, v, p.395.
- (74) Gentles, *New Model Army*, pp.228-34.
- (75) Wheeler, *op.cit.*, p.246, n94.
- (76) Wheeler, *op.cit.*, p.113 ; *CJ*, iv, pp.429-31.
- (77) Gentles, *New Model Army*, pp.257-65.
- (78) *CJ*, vi, p.158.
- (79) *CJ*, vi, pp.138-9.
- (80) Aylmer, *State's Servants*, p.320.
- (81) *CSPD*, 1649-50, p.516 ; Wheeler, 'logistics and supply in Cromwell's Conquest of Ireland', in M.C.Fissel (ed.), *War and Government in Britain, 1598-1650*, pp.38-56.
- (82) *A&O*, I, pp.106 ~ .
- (83) *A&O*, I, pp.879 ~ .
- (84) *A&O*, I, pp.887 ~ .
- (85) 前出注 (65) 参照 Tatham, 'Episcopal Lands', p.108 ; Habakkuk, 'Public Finance', p.87 ; 武暢夫「イギリス革命における農業問題の特質」『社会経済史大系 IV』、182 頁 ; 酒井「没収地売却」第二章 1 節。
- (86) *A&O*, II, pp.81, 140.
- (87) Wheeler, *op.cit.*, p.115.
- (88) Habakkuk, 'Public Finance', pp.75-6 ; 酒井「没収地売却」、20 頁。ウィーラーは現金払い額を 503,179 ポンドとして。ハバカクが示すところによれば、現金払いは倍額貸付による新貸付分 455,621 ポンドとそれによらない単なる現金払い 17,501 ポンドとしており、現金払いの合計額は 473,122 ポンドとなる。少なからぬ違いの理由不明である。教会領の売却総額は両者とも 117 万ポンドとしている。土地を政府債券（倍額貸付の半分 = 455,621 ポンドと別の譲渡済み債権 = 240,000 ポンド）総額 695,621 ポンドと現金払い総額を加算すると 1,168,743 ポンドとなりほぼ 117 万ポンドとなる。

- (89) *A&O*, II, pp.160, 168, 200.
- (90) Gentles, 'Sale of Crown Lands', pp.614-7; 酒井「没収地売却」第一章1節。ただし第一債権者の兵士は給与未払金を現金に換えることを望み、小地片を取得ことは望まなかった。兵士の「給与未払証」は軍の将校や商人によって買い集められた。この点をウィーラーは触れていない。この点を力説するハバクとジェントルズとの相違がある。
- (91) 没収された国王領の購入は将校が配下の兵士の「給与未払証」をまとめて行う場合もあった。現金を求める兵士は将校に「給与未払証」を売った。個々の兵士が「給与未払証」で小地片を購入する場合その額面価値の50～80%の割引を甘受しなければならなかった。Wheeler, *op.cit.*, p.246, n.106・7; Habakkuk, 'Public Finance', pp.73,77; 酒井「没収地売却」第二章1節。
- (92) Gentles, *New Model Army*, chs.11, 12.
- (93) Habakkuk, 'Public Finance', p.76.
- (94) Wheeler, *op.cit.*, p.116.
- (95) cf., J.S.Wheeler, 'The logistics of the Cromwellian Conquest of Scotland,1650-1651', *War and society*, 10 (1992), pp.1-18.
- (96) ウィーラーはこのハバクと同じ数字を示しながら1,224,916ポンドが全額現金で支払われたと述べているが誤りと思われる。Habakkuk, 'Public Finance', p.87; Wheeler, *op.cit.*, p.116.
- (97) *ibid.*, p.116.
- (98) Habakkuk, 'Public Finance', p.81.
- (99) M.Ashley, *Financial and Commercial Policy Under the Cromwellian Protectorate* (1934), pp.84-5.
- (100) Wheeler, *op.cit.*, p.117.
- (101) *ibid.*, p.118.
- (102) 前出注(30)参照。「(1642年の反乱鎮圧さらに征服のため)イギリス議会はアイルランドで没収する予定の土地を担保に、莫大な金額の借金をすでに始めていた。」1649年のクロムウェルのアイルランド征服の結果「二六州の土地(がイギリス)政府の財産となった。主としてこの土地は政府の債権者に支払われた。一軍隊のために金を貸したり、軍需品を供給した相場師と、十分な給与もなしに働いた将校や兵士であった。普通の兵士の多くは、与えられたわずかの土地に安住したが、また利権を売ってイギリスに帰ったものも多かった。残留したのは相当の給付を受けた将校や相場師たちであった。」ムーディ / マーチン編著『アイルランドの風土と歴史』224、227頁。この相場師または投機家が没収予定の土地を担保に政府に貸し付け、「相当の給付」(広大な土地)を受けたのは、没収した国王領・教会領・王党派領を担保に「給与未払証」を買い集めて土地を取得した議会軍の将校や「倍額貸付」によって没収地を得た金融家と酷似しており、アイルランド征服に加わった一般兵士が利権を売ってイギリスに帰った姿は、内乱に加わったイギリス兵士が「給与未払証」で土地を買うのではなく現金化を急いだのと酷似している。
- (103) Wheeler, *op.cit.*, p.118.
- (104) 「すべての政府債券について、それがかくも大きく割引かれて流通するような政治体制がイギリス史

にかつてあったということは疑わしいことである。」 Habakkuk, 'Public Finance', p.82. 王政復古前の一年半の間に「公的信用が公的絶望となった」(T.Burton) のは政府債券の劣化によって潜在的貸し手の不信感が募り政府借入能力が劇的に低下したからである。酒井「没収地売却」第二章 IV節。

(105) Gentles, 'Sales of Crown Lands', p.632, n.3 ;

(106) 1671 年の「国庫支払停止」について酒井重喜『財政史論』第 8 章参照。

War and Finance in the English Revolution —the depletion of the *ad hoc* income and the improvement of the tax income—

Shigeki SAKAI

During Civil War, the Long Parliament resorted to the two kinds of income. The first were *ad hoc* and non-tax income. Namely, the forced delivery, the confiscation and sale of the land of political enemies (king, church, royalists), the plunder from Ireland, and prize. The second were the regular and predictable tax incomes. Namely, the existing customs, and new excise and assessment. `Doubled bill` which were secured on the confiscated lands, and `debenture` which were issued to those who had arrears in the soldiers pay, were heavily discounted. Consequently the potential lenders distrusted the faith of the government, and were very unwilling to respond to the demand of the loan from government. Protectorate government were ruined because of the lack of the ability to borrow and gave way to Restoration. The short term loan secured on the three taxes were a little successful but could not sweep away the distrust of the potential lenders. Thereafter, three kinds of taxes were succeeded and became to be the backbone of the finance of the subsequent governments and secured not only the short term loan but also the long term loan. This financial revolution supported the `fiscal military state` of the 18th century.